



福運整第267号の2
平成28年7月4日

福島県内貨物自動車運送事業者 各位

東北運輸局
福島運輸支局長



トレーラー火災の未然防止に関する注意事項の周知について

標記について、東北運輸局自動車技術安全部長から別紙のとおりトレーラー火災の未然防止に関する注意事項の周知通達が発せられましたので、ドライバー及び整備担当者への周知啓発をお願いします。



東自技第252号
東自保第24号
東自整第48号
平成28年6月30日

東北運輸局福島運輸支局長 殿

自動車技術安全部長

トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について

トレーラが路上で火災となった際には、命の危険だけでなく、物流の停滯など社会インフラに大きな影響を与えます。トレーラの火災は、そのほとんどがブレーキに関するものであり、3年間で82件ものブレーキ引き摺りによる火災が報告されているため、国土交通省では、検証実験を行うとともに、火災を未然に防止するための注意事項をまとめ、また、これをもとにドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し公開した旨、自動車局審査・リコール課長、安全政策課長及び整備課長から別紙(平成28年6月23日付け国自審第509号、国自安第53号及び国自整第73号)のとおり通達があったので、下記事項について貴支局管内の関係事業者に周知するとともに、研修等の機会を捉え指導願います。

記

1. トレーラ火災の未然防止に関する注意事項について

- ① 日常点検を確實に行うこと。特に、スプリング・ブレーキ・チャンバの不良(エア漏れ、戻り不良、内部のスプリングの錆や損傷)及びリレー・エマージェンシ・バルブの不良(ゴミや冬期における水分の凍結等でバルブが詰まることによるピストンの固着)に注意すること。
- ② 劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って、点検整備を確實に行うこと。
- ③ 運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。

※トレーラのブレーキの引き摺りは、運転中に感知することが困難であることから、火災の未然防止が重要です。

※万が一、火災が発生してしまった際には、速やかに路肩などに停車し、安全な場所に待避の上、被害を最小限とするように努めて下さい。走行中火の手が見えなくても、停車後すぐに発火することがあり、発火した場合には、速やかに消防機関にご連絡ください。

2. 啓発ビデオの公開ページについて

次のリンク先において、啓発ビデオを公開しておりますので、ご活用ください。

- 国土交通省自動車局審査・リコール課Youtube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

3. 注意喚起の掲載ページについて

次のリンク先において、注意喚起を掲載しておりますので、お知らせいたします。

- トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内）

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety020.html

国自審第509号
国自安第53号
国自整第73号
平成28年6月23日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

国土交通省自動車局
審査・リコール課長

安全政策課長

整備課長

トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について

トレーラが路上で火災となつた際には、命の危険だけではなく、物流の停滞など社会インフラに大きな影響を与えます。トレーラの火災は、そのほとんどがブレーキに関するものであり、3年間で82件ものブレーキ引き摺りによる火災が報告されているため、国土交通省では、検証実験を行うとともに、火災を未然に防止するための注意事項をまとめました。

また、これをもとに、ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し、公開しました。
このことについて、別添のとおり各団体及び関係機関あて通知しておりますのでお知らせいたします。

また、各地方運輸局等においても同通知内容に照らして適宜、注意喚起、周知等の対応をお願いいたします。



国自審第509号
国自安第53号
国自整第73号
平成28年6月23日

一般社団法人 日本自動車工業会 会長 殿
一般社団法人 日本自動車車体工業会 会長 殿
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿
一般社団法人 全国物流ネットワーク協会 会長 殿
公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

(単名各通)

国土交通省自動車局

審査・リコール課長
安全政策課長
整備課長

トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について

トレーラが路上で火災となった際には、命の危険だけではなく、物流の停滯など社会インフラに大きな影響を与えます。トレーラの火災は、そのほとんどがブレーキに関するものであり、3年間で82件ものブレーキ引き摺りによる火災が報告されているため、国土交通省では、検証実験を行うとともに、火災を未然に防止するための注意事項をまとめました。

また、これをもとに、ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し、公開しました。

貴会においても本趣旨をご理解いただき、傘下の会員に対して下記事項を周知いただき、注意喚起にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. トレーラ火災の未然防止に関する注意事項について

- ① 日常点検を確実に行うこと。特に、スプリング・ブレーキ・チャンバの不良(エア漏れ、戻り不良、内部のスプリングの錆や損傷)及びリレー・エマージェンシ・バルブの不良(ゴミや冬期における水分の凍結等でバルブが詰まることによるピストンの固着)に注意すること。
- ② 劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って、点検整備を確実に行うこと。
- ③ 運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。

別添

- ※ トレーラのブレーキの引き摺りは、運転中に感知することが困難であることから、火災の未然防止が重要です。
- ※ 万が一、火災が発生してしまった際には、速やかに路肩などに停車し、安全な場所に待避の上、被害を最小限と
するように努めて下さい。走行中火の手が見えなくても、停車後すぐに発火することがあり、発火した場合には、速
やかに消防機関にご連絡ください。

2. 啓発ビデオの公開ページについて

次のリンク先において、啓発ビデオを公開しておりますので、ご活用ください。

- 国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

3. 注意喚起の掲載ページについて

次のリンク先において、注意喚起を掲載しておりますので、お知らせいたします。

- トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！(自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety020.html

別添

国自審第509号
国自安第53号
国自整第73号
平成28年6月23日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長 殿
独立行政法人自動車事故対策機構 理事長 殿

} (単名各通)

国土交通省自動車局

審査・リコール課長
安全政策課長
整備課長

トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について

トレーラが路上で火災となった際には、命の危険だけではなく、物流の停滞など社会インフラに大きな影響を与えます。トレーラの火災は、そのほとんどがブレーキに関するものであり、3年間で82件ものブレーキ引き摺りによる火災が報告されているため、国土交通省では、検証実験を行うとともに、火災を未然に防止するための注意事項をまとめました。

また、これをもとに、ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し、公開しました。

このことについて、別添のとおり各団体あて通知しておりますのでお知らせいたします。